

令和4年

1月定例総会会議録

酒田市農業委員会

令和4年1月定例総会 会議録

1 日 時 令和4年1月13日(木) 午前9時30分 開議

2 場 所 八幡タウンセンター 交流ホール

3 出席委員(29名)

1番	佐藤 浩良	委員	2番	齋藤 均	委員	3番	池田 良之	委員
4番	阿部 香美	委員	5番	吉高祐二郎	委員	6番	佐藤 利篤	委員
7番	五十嵐弘樹	委員	8番	伊藤 正行	委員	9番	伊與田明子	委員
10番	五十嵐直太郎	委員	11番	川村 恵実	委員	12番	池田 耕	委員
13番	池田 憲一	委員	14番	土田 治夫	委員	15番	佐藤 秀之	委員
16番	飯塚 将人	委員	17番	佐藤 良	委員	18番	遠田 裕己	委員
19番	石川 渡	委員	20番	佐藤 耕造	委員	21番	兼山 宏勝	委員
22番	高橋 公基	委員	23番	高橋 義弘	委員	24番	三浦ひとみ	委員
25番	尾形 大介	委員	26番	後藤 保喜	委員	27番	佐々木治人	委員
28番	大場 重樹	委員	29番	荘司太一郎	委員			

4 欠席委員(なし)

5 事務局職員出席者

事務局長 村岡 修 事務局次長 遠田 博 農地主査兼係長 阿彦智子  
主事 佐藤輝一  
専門員 後藤重明 調整主任 門脇正博 主査 五十嵐則子

6 報告事項

1. 農地法第3条の3届出書の受理について
2. 地目変更登記に係る照会に対する回答について
3. 解約
4. 農地法第18条第6項の規定による通知受理について

7 議 事

議第1号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について  
議第2号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議第3号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議第4号 農用地利用集積計画について

8 開 会

---

**開 会**  
(午前9時30分 開会)

○村岡事務局長

皆様、おはようございます。

ただいまから、令和4年1月酒田市農業委員会定例総会を開会いたします。

初めに、例年1月と4月には農業委員憲章の唱和を行っております。

唱和につきましては、齋藤会長職務代理者よりお願いいたしたいと思いますが、委員の皆様におかれましては、ご起立の上、齋藤会長職務代理者の読み上げに合わせて、黙読のほうをお願いしたいと思います。コロナ禍ということもございまして、今回もまた皆様は黙読ということでよろしくお願ひします。

それでは、皆様、ご起立ください。では、よろしくお願ひします。

○齋藤 均 会長職務代理者

それでは、憲章の唱和に代えて私より本文の読み上げを行います。皆様は読み上げに合わせて、お手元の農業委員憲章を黙読ください。

(農業委員会憲章 読み上げ)

○村岡事務局長

ありがとうございました。皆様、ご着席ください。どうもありがとうございました。

それでは、開会に当たりまして五十嵐会長が挨拶を申し上げます。

○五十嵐直太郎 会長

(挨拶)

○村岡事務局長

ありがとうございました。

それでは、総会の議長につきましては、酒田市農業委員会規程第19条によりまして、会長が務めるということになっております。五十嵐会長、どうぞよろしくお願ひいたします。

○五十嵐直太郎 議長

それでは、皆様のご協力によりまして、議事を円滑に進行してまいりたいと思います。

本日の欠席委員はありません。全員出席でございます。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開催いたします。

お手元に配付しております定例総会次第によって進めさせていただきます。

---

**◎議事録署名委員の選任**

○五十嵐直太郎 議長

最初に、議事録署名委員の選任を行います。選任の方法は、議長にご一任願ひします。

議事録署名委員に、17番、佐藤良委員、18番、遠田裕己委員の両名にお願ひいたします。

---

**◎報 告 事 項**

○五十嵐直太郎 議長

最初に、報告事項について事務局の説明を願ひします。

○村岡事務局長

報告事項については、議案の1ページからになります。

今回の報告事項は、1、農地法第3条の3届出書の受理について14件、2、地目変更登記に係る照会に対する回答について2件、3、解約3件、4、農地法第18条第6項の規定による通知受理について6件、以上25件について報告いたします。

○阿彦主査兼農地係長  
(報告事項を朗読説明する)

○五十嵐直太郎 議長  
報告事項ではございますが、何かご質問、ご意見のある方お願いいたします。何かございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長  
ないようですので、これで報告事項を終わります。

---

### 議第1号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

○五十嵐直太郎 議長  
これより議事に入ります。  
議第1号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議についてを上程の上、議題といたします。  
事務局の説明を願います。

○村岡事務局長  
議案書の8ページをお願いします。  
議第1号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議についてになります。  
こちらは、令和元年10月に農業委員の農地転用に係る不祥事が立て続けに発生したこういうことを受けまして、令和元年11月28日に開催されました全国農業委員会会長代表者集会において、農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申合せが決議されました。その趣旨にのっとりまして、農業委員会の法令遵守の徹底について申し合わせ、決議するものです。  
なお、この申し合わせ決議につきましては、全国農業委員会ネットワーク機構、一般社団法人全国農業会議所及び一般社団法人山形県農業会議より、綱紀保持の姿勢を強く打ち出すため、毎年12月または1月の農業委員会総会で決議するよう依頼が来ているものでございます。  
それでは、9ページをご覧ください。  
農業委員会法令遵守の申し合わせ決議(案)を読み上げさせていただきます。  
(案)読み上げ  
以上、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議についてお諮りいたします。

○五十嵐直太郎 議長  
それでは、質疑に入ります。  
ご質問、ご意見のある方、お願いいたします。  
私のほうから補足説明をさせていただきたいと思っております。  
この第1号議案に関しましては、局長から縷々説明していただいたとおりでございますが、常日頃、地域から信頼される農業委員になるべきだろうということを強く思っています。  
なかなか農業委員会活動も慣れてきたり、例えば新人で分からなかった場合とか、いろんなケースありますけれども、やっぱり常にこの部分を意識して、皆さんから農業委員会の三本柱に向けてご奮闘いただければと思います。これが出てきたということは、いろんな事例があったわけですので、自分も含めて常にこの気持ちを忘れないで取り組みたいと考えております。  
それでは、皆さんのご質問、ご意見を頂戴したいと思います。何かご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

それでは、ないようですので、質疑を打ち切ります。  
採決に入ります。

議第1号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、決議することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長

異議ないようですので、議第1号については決議することといたします。

---

### 議第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

続きまして、議第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを上程の上、議題といたします。事務局の説明を願います。

○村岡事務局長

議第2号 農地法第3条の規定による許可申請については8件の許可申請がありましたので、その可否を決定しようとするものであります。詳細について説明いたします。

○阿彦主査兼農地係長

10ページ、議第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてです。

今回の農地法第3条の許可申請につきましては、全ての案件におきまして要件欄に記載のありますとおり、1、全部効率活用要件、2、農業常時従事要件、3、地域との調和要件、その他経営面積まで、農地法第3条第2項の各号には該当せず許可要件を満たしているものと考えます。

また、今回の3条案件では、農業者年金への影響はないものと考えております。

酒田1番、渡人と受人の関係性は親子になります。先ほど解約で出てきた方々同士になっております。横代の田の1筆のうち2,900㎡について借受けを行うものでございます。備考にありますとおり、1筆全部では6,876㎡になりますが、そのうちサツマイモを作付するための畑地化の部分のみを借り受けるということになっております。

なお、使用貸借の期間は4年ということで、ほかの契約と終期を合わせることになっております。続いて、酒田2番、こちら、渡人、受人の関係は親子になります。年金を伴う経営移譲によります使用貸借権の設定10年間の再設定になります。

続いて、酒田3番、こちら関係性は親子になります。年金を伴う経営移譲による再設定のため、使用貸借権の設定を20年間行います。

11ページです。酒田4番、こちら関係性は親子になります。このたび、特例付加年金を受給するため10年間の使用貸借権設定を行うものでございます。

八幡、お願いします。

○八幡総合支所 後藤専門員

続いて、八幡1番、受人と渡人の関係は親子になります。年金を伴う使用貸借権の再設定で、期間は10年になります。

八幡の2番、売買になります。新出の農地1筆になりますが、116番の1筆を分筆した上で116-2を売買するというようなことになります。

資料のほうをご覧ください。

売買価格につきましては、10アール当たり23万5,000円、総額15万円からの割り返しになります。

3条案件については以上になります。

○松山総合支所 門脇調整主任

続きまして、12ページになります。

松山1番、親子です。申請事由は年金を伴う使用貸借権の再設定で、期間は20年です。以上です。

○平田総合支所 五十嵐主査

続いて、平田です。

平田1番、砂越の田2筆、相手方の要望による所有権移転で贈与です。登記簿上の地目は田になっておりますが、現況は畑で土地所有者の要望によるもので贈与となっております。

以上です。

○五十嵐直太郎 議長

それでは、農地調査委員会の報告をお願いいたします。

○16番 飯塚将人委員

16番、飯塚です。

1月6日に、第3班による農地調査委員会を行っております。

議第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、農地調査委員会では許可することに特に問題はないとの意見であったことをご報告いたします。

○五十嵐直太郎 議長

質疑に入る前ではございますが、3条許可申請の案件ですので、現地調査の結果を確認いたします。今回の議案の中で、地元農業委員からは、現地調査の結果、特に疑義のある報告は受けていないということですが、何かお気づきの点など補足的説明があれば初めをお願いいたします。何かございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

それでは、ご質問、ご意見のある方、お願いいたします。質問ございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、許可決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長

異議ないようですので、議第2号については許可決定といたします。

---

### 議第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

続きまして、議第3号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程の上、議題といたします。事務局の説明を願います。

○村岡事務局長

議第3号 農地法第5条の規定による許可申請については、1件の許可申請がありましたので、その可否を決定しようとするものであります。

詳細について説明いたします。

○阿彦主査兼農地係長

14ページ 議第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてです。

酒田1番、こちらは坂野辺新田の9名から、株式会社〇〇への申請となっております。申請事由は砂採取及び搬出路の設定ということでございます。農地区分が農用地でございますので、1年間

の一時転用の賃貸借となるものでございます。

なお、採取量としては4万2,829立米を予定しておりまして、地目が山林の箇所につきましても現況全て畑となっている箇所でございます。

また、土地の表示のところでは面積のところは括弧書きで記載されているところにつきましても、登記簿に対して実測面積ということで記載をしております。実際の採取については、こちらの面積で行うことになっております。

なお、ここの箇所の予備調査は平成28年8月に行われております。その際に、同意書としましては黒森のコミュニティ振興会、坂野辺農業振興協議会、それから坂野辺自治会、JAそでうら、北庄内森林組合のほうから頂戴しているところでございました。

また、広範囲になるところでございますので、林帯の設置は25メートル幅、また東西方向の農道の取付け及び地権者の意向によりまして南北方向の農道をつけるようにということで確認をしているところでございました。

市道の保安に関しましては、鉄板を敷いて対応するほか、トラックによる飛砂対応も行うということで聞いております。

また、農業委員会から毎回申入れしているところでございますが、山林の登記簿地目になっている箇所につきましても、優良農地造成後、速やかに農地への地目変更を行っていただくように要望はしているところでございます。

それから、広範囲でございますので水利の確保も問題になることが想定されますけれども、そちらについては地権者さんと法人〇〇のほうで交渉することとなっている状況でございます。

また、別添資料のほうをご覧くださいと思いますが、2ページ、3ページに図面がございまして、4ページ以降に砂採取後の営農についての確約書をつけてございます。地権者が9人いらっしゃいますけれども、この確約書につきましては搬出路に当たるところの方からは頂戴しておりません。優良農地造成となる箇所の地権者より頂戴しているところでございます。

それでは、図面の2ページ、3ページをご覧ください。

2ページの位置図のほうから申し上げますと、十坂小学校のほうから南に下った箇所でございます。字限図をご覧ください。一番左側のほうに市道十里塚八重浜線と書いてございますけれども、そちらのほうから搬出路を設定して、このような鍵型の箇所で砂採取を行うということになっております。少し図面がずれておりますけれども、先ほど申し上げました実測と登記簿の公図等が合わない都合上、このような表記になっているものでございまして、3ページに全体計画図がありますので、併せてご参照ください。

3ページ、横にしてご覧いただきますと、北側のほうから砂採取が始まっておりまして、このたび8期目に当たる箇所になっております。後ほどスライドでご覧いただきますけれども、このたびのこの東側のほうが一番深く掘り下げる計画となっております、最大で8.9メートル深まで掘り下げる計画となっております。

それでは、スライドをご用意いたしますので、少しお待ちください。

(スライドを映写) 以上になります。

○五十嵐直太郎 議長

それでは、農地調査委員会の報告をお願いいたします。

○16番 飯塚将人委員

16番、飯塚です。

議第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、農地調査委員会では許可することに特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○五十嵐直太郎 議長

今回の案件である砂採取については、地元委員の確認のほか砂利対策協議会で現地確認を行っておりますので、地元委員からの報告は割愛いたします。

これより質疑に入ります。

ご質問、ご意見のある方お願いいたします。質問ございませんか。

○7番 五十嵐弘樹委員

7番、五十嵐です。

地元というより、私、袖浦地区委員ですが、そこには予備調査にはたしか行っていないと思われて、前委員の〇〇委員さんが多分予備調査で行っていると思います。

一つお聞きしたいことですが、あの辺、大分大きく砂を採取する計画が立てられているということで、2ページの撮影方向10番の隣地の人から風が強いとかいろいろ聞きまして、あそこには防風柵、3メートルでいいのかなとは思いましたが、4メートルの防風柵と、あと、フラットでまず5メートル、それから、法面をつけると、そういうふうに業者と約束をしましたというふうに、聞きました。

あと、境木ですか、まず大きい部分は二、三本切りまして低いところを残しておく。あの辺は、大分風が強くなっておりますので、前回、農作物の被害が大分あったということをお聞きしております。

あと、一つお聞きしたいのは、東西の道路と南北の農道をどこにつけるのか、もし分かれば教えてもらえればと思います。大きい計画なので、どういうふうにつけていく計画なのか、それ聞かないとちょっと。袖浦農振のほうでも、ただ、今取るところを協議しているところなので、大きい計画のところの農道、南北につける農道等分かれば袖浦農振のほうにお知らせしておきますので、よろしく願います。そこら辺、分かれば教えてもらえればと思います。

○五十嵐直太郎 議長

ただいま、五十嵐弘樹委員のほうからポイントを抑えた質問を頂戴したわけですが、最終的には林帯のつけ方、袖浦農振でも検討中であるので、砂利対策協議会と事前調査の段階ではどういう考え方になっているのかと、こういう質問であったと思いますので、じゃ事務局のほう、よろしく願います。

○阿彦主査兼農地係長

現地点は広範囲でございますので、平成28年の当時の予備調査のときには具体的な林帯の設置箇所は決めておらないようでした。そして、先ほども申し上げましたが、計画の中で地元の地権者さんと相談の上、その取付け方を配慮する、また南北方向への農道の取付け方も地元と協議する、また林帯についても対応するという、そういった確約になっているようでございます。なので、現時点で現在進行形でどこにつけるか協議する内容になっていようかと思われま。

最新の図面のところにも、他地区での申請ですと、林帯をつける箇所について図面に表記がされながら予備調査にかかるんですけども、予備調査の図面の中にはその表記がございませんので、あくまでも協議の上ということになるかと思えます。

○五十嵐直太郎 議長

じゃ、弘樹委員。

○7番 五十嵐弘樹委員

協議ということは、この採取箇所は最終的には18期だっけか、19期ですか。そこら辺までであるということで、ちょっと砂利対のほうでも、やっぱりそこまでの範囲、もう十数年ということは、農道等をそのときに設置協議しなければならないということは、ちょっとおかしいような。

林帯もそうなんです、やっぱりそういう計画を立てながらやって、その大きい場所を地域としても砂利採取をさせていかなければならないと思いますんで、後でもし分かれば、協議じゃなくて、つけるんだという計画どおりやってもらいたいと思いますので、後で袖浦農振と、そして、砂利対のほうにも少し申し合せですか、何か計画をつけてくださいということを言いたいと思いますし、そのときはよろしく願います。

○五十嵐直太郎 議長

このことについて事務局どうですか。

○阿彦主査兼農地係長

3ページの全体計画図ご覧いただきますと、うっすらとなんです、これまでの計画の経過が何期



目ということで書かれておまして、今時点、それらをまたぐ搬出路の設定の必要があったものから、今まで東西の林帯の設置箇所について定まらなかったと思われる節があります。ですので、このたびの8期目のこの箇所以降、全て東南のほうに向かって掘り進める計画となっておりますので、改めて林帯の設置箇所について確認をしていきながら、許可する場合に示したいと思います。以上です。

○五十嵐直太郎 議長

議長のほうからですけれども、今、弘樹委員が言われるように、この総会に上程される図面の中には、その部分も記載されたものがあって、我々が可否を検討すると、こういう形がオーソドックスなのかなと思われる。五里霧中の中で、これでよいという結論はなかなか導きづらい部分があるのかなとも思われますので、さらにこの8期以降19期ぐらいまであるんだと。

これ、たしかそうですか、そういうふうな計画になっているとなれば、なるほど、やっぱり林帯をどうするのかというものを事前に地権者と施工者、それから行政も入って計画を示した形でここに上程されるべきと考えます。ちょっとそのことについて事務局どうですか。

○村岡事務局長

今回につきましては、最終的には19期までであるということで、非常に広い範囲と長い期間がかかる計画となっております。当時、砂利対策協議会の中で予備調査を行って計画を認可する上で、先ほど申し上げましたとおり、まずはその都度、地権者と採取業者とという形で恐らく話になったものと考えております。

今、議長言われるとおりで、まず計画期間も長いということもありますので、そういったこと、全体計画についても砂利対策協議会の事務局のほうに申入れしながら、適切な耕作道の取付け、林帯の取付けということで、こちらのほうからも申入れをさせていただきたいと思っております。

現在、新たに計画されて砂利対策協議会に計画される場合、あと会議の中でも、まず全体計画がどうなるのかということを示してほしいという申入れはさせていただいておりますので、そういったことを継続して協議会の事務局のほうにも伝えながら、全体計画が分かるような形でこちらの審議に関わると、こういった流れにしていきたいと考えております。

○五十嵐直太郎 議長

それについて、じゃ、どうぞ質問。

○7番 五十嵐弘樹委員

7番、五十嵐です。

全体、大きい計画見てびっくりしましたが、地区としても袖浦農振、そして、地区農振を中心として、やっぱり全体計画を立ててもらいながら採取を行うように会議などを開いておいて、まずいろいろな造成とともに作付をさせていきたいと思っておりますので、これもそうなんですけれども、酒田市との協議も含めておいてやっていただければと思います。よろしくお願ひします。

○五十嵐直太郎 議長

ただいまの局長と弘樹委員の質問、答弁を踏まえまして、できるだけ早急に実需者、施工者、地権者、農振協議会、砂利対が入って、この部分を計画しないと、誰が責任を持って進めるのかみたいな話に発展しかねませんので、これを強く要望して、このことを踏まえて皆さんからご審議いただきたいと思っております。

そのほか、ご意見、ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、それでは質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、許可決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長

ただいま、私のほうで申し上げたことを前提にしまして、議第3号については許可決定といたします。

---

**議第4号 農用地利用集積計画について**

続きまして、議第4号 農用地利用集積計画についてを上程の上、議題といたします。  
事務局の説明を願います。

○村岡事務局長

議第4号 農用地利用集積計画については、1、一般事業、(1)所有権の移転3件、(2)利用権の設定42件の計画の申出がありました。その可否を決定しようとするものであります。  
詳細について説明いたします。

○阿彦主査兼農地係長

15ページをご覧ください。議第4号 農用地利用集積計画についてです。

今回ご審議いただきます農用地利用集積計画の全件につきましては、要件欄に記載のありますとおり、1、全部効率活用要件、2、農業常時従事要件、3、自立、意欲、能力要件、4、認定農業者等、5、経営面積まで、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。また、農業経営基盤強化促進事業の対象とすることに不適正な事実がないことを、地元農業委員からあらかじめ確認をさせていただいております。

1番、一般事業、(1)所有権の移転です。公告予定日は4年1月17日の予定です。

中平田1番、手蔵田の田1筆につきまして、10アール当たりの対価が50万円、総額で162万9,000円の売買予定です。移転時期、支払い時期は1月31日を予定しております。

続く中平田2番、同じ渡人となっております。手蔵田の田1筆につきまして、10アール当たり40万円で総額81万8,400円での売買予定です。移転時期、支払い時期は同様に1月31日となっております。これまで耕作していた方が買い受けるということでございまして、現況は畑となっております。そのうち、サクランボ園地となっている箇所は先ほどのとおり解約をし、自作地となるところでございますが、この同じ一部にハウスが建っており、こちらについての対価が40万円ということでこのたびの売買案件になっております。

続く袖浦1番、坂野辺新田の畑1筆につきまして、10アール当たり対価が44万6,252円、総額で72万250円での売買予定です。移転時期、支払い時期は4年1月22日の予定となっているものでございます。

16ページをお開きください。(2)利用権の設定となります。公告予定日は1月17日の予定です。本楯の1番から、このページの一番下、本楯5番まで同じ借受人となっております。こちら、全て畑になっておりまして、本楯1番での賃借料が10アール当たりが989円、2番が4,000円、3番と4番がゼロ円、5番が4,000円となっております。全て10年の契約期間でございます。

なお、借受人につきましては、おとし新規就農された方でございまして、このたびズッキーニですとか里芋などを作付する予定というふう聞いております。

17ページになります。東平田1番、こちらは4,000円と1万1,000円の賃借料で10年の契約となります。なお、4,000円の筆は田地目ではございますが、現況は畑ということでございます。

中平田1番については、1年で1万1,000円の賃借料契約の新規となりますが、来年の中間管理事業への切替えを予定しているため1年の設定となります。

続く酒田1番ですが、こちらは1万円の賃借料で10年の新規契約です。

酒田2番は、1万1,000円で5年の更新契約です。広野1番、畑について4,000円で賃借料設定の10年契約となります。八幡、お願いします。

○八幡総合支所 後藤専門員

それでは、18ページをご覧ください。

八幡1番から5番までは同じ借受人になります。1番から4番までについては、1番の貸付人の離農

に伴って、2番、3番、4番は借り受けていた農地を解約をした上で、貸し付けし直すものです。賃借料は1万1,000円、10年間になります。

八幡5番、貸し人の離農に伴いまして、株式会社〇〇のほうに集積をするものです。賃借料9,000円で10年間になります。

続きまして、19ページ、八幡6番と7番、同じ受人になります。こちら相続の関係で1年間保留しまして、今回、新規の計画策定ということになりました。1万1,000円で3年間になります。

八幡の8番、こちらは新規になりまして、1万1,000円、3年ですが、終期はほかの契約の終期に合わせて2月17日としております。

八幡9番、10番につきましても、受人同じで、5年間で1万1,000円の更新になります。

次のページ、20ページをお開きください。八幡11番、3,000円と6,000円で5年間の更新になります。

松山、お願いします。

○松山総合支所 門脇調整主任

松山1番、1万1,000円、1年の新規となっています。令和5年から中間管理事業で利用権設定するためのつなぎで1年間賃貸借するものとなっています。

以上です。

○平田総合支所 五十嵐主査

続いて、平田です。

平田1番、こちらは登記簿上の地目が田となっておりますが、現況は畑で主に牧草です。賃借料はゼロ円、10年の新規です。

平田2番と3番、関連です。同じ出し手になります。出し手の離農に伴うもので、2番のほうについては、これまでも1枚の中の一部の部分に同じ受人が耕作していたものを、出し手の離農を機に農業委員会を通した契約とするもので、1枚のうちの残りの農地の終期に合わせて6年となっております。3番については、面積の小さい1番目の筆がゼロ円、残りが3,000円、10年の新規です。

次のページ、平田4番から6番、同じ受け手になります。父から子へ移譲ということで、5番と6番については移転、4番については、先ほど18条の6項で別の受け手と解約があった分となりますので新規です。それぞれ賃借料は6,000円、1,000円となっております。全て15年です。

平田7番、こちらは9,000円、5年の更新です。

平田8番と次のページの9番が同じ受人になります。賃借料は、どちらも9,000円と1万円が混在しておりまして、どちらも3年更新です。

平田10番、こちら、新規ですが、受け手の妻のご実家の農地が荒れないようにということで、登記簿上の地目、田になっているところもありますが、現況は畑で、農地が荒れないよう賃借を結ぶということで賃借料1,000円、10年の新規です。

平田11番、こちらは出し手の農地がほかにもあるのですが、この筆以外の田をこの受け手が耕作しております。このたび、この1筆も一緒に契約することになったもので、ほかの筆に合わせて年数が7年、賃借料が7,000円の新規です。

平田12番から17番、同じ受人になります。全て賃借料が1万1,000円、年数が10年の更新です。

平田18番、こちらは口約束で契約していたものを、このたび農業委員会を通した契約にすることで新規です。1万1,000円の10年です。次のページです。

平田19番、1万1,000円の10年の更新。20番も1万1,000円、10年の更新です。

以上です。

○五十嵐直太郎 議長

それでは、農地調査委員会の報告をお願いいたします。

○16番 飯塚将人委員

16番、飯塚です。

議第4号 農用地利用集積計画について、農地調査委員会では特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○五十嵐直太郎 議長

これより質疑に入ります。

ご質問、ご意見のある方お願いいたします。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

議第4号 農用地利用集積計画について、計画決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長

異議ないようですので、議第4号については計画決定といたします。

---

## 閉 会

以上をもちまして、令和4年1月定例総会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

(午前10時42分 開会)